

健康管理手帳の交付対象業務へ3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタン（MOCA）を追加する改正概要

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

健康管理手帳の交付対象業務へMOCAを追加する改正概要

(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案の概要)

(1) 改正の趣旨

- 健康管理手帳制度は、労働安全衛生法第67条に基づき、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、一定の要件を満たす者について、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し、無償で健康診断を実施する制度。
- 今般、「第1回令和4年度労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」（令和4年10月26日）において、健康管理手帳の交付対象業務に、3・3'—ジクロロ—4・4'—ジアミノジフェニルメタン（以下「MOCA」という。）を製造し、又は取り扱う業務を追加することについて、健康管理手帳交付対象業務に係る基本的考え方（※）に照らして検討を行ったところ、

要件①については、労働安全衛生法施行令等により、特定化学物質に指定されている

要件②については、業務に起因する尿路系腫瘍が業務上疾病として認められ、労働基準法施行規則別表第1の2に追加される予定である

要件③については、業務に起因する尿路系腫瘍の労災認定件数が10件あり（令和4年9月末時点）、業務と尿路系腫瘍との間に相当因果関係が認められるとされている

と3要件を満たしていることから、健康管理手帳の交付対象業務に追加することが適当とされたことを受け、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則を改正するもの。

※ 健康管理手帳交付対象業務に係る基本的考え方（「健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告」（平成7年12月4日付け労働省検討会報告）より）

要件①当該物質等について、重度の健康障害を引き起こすおそれがあるとして安全衛生の立場から法令上の規制が加えられていること。

要件②当該物質等の取扱い等による疾病（がんその他の重度の健康障害）が業務に起因する疾病として認められていること。

要件③当該物質等の取扱い等による疾病（がんその他の重度の健康障害）の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想されること。

(2) 改正の内容

- 健康管理手帳の交付対象業務に、MOCA（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加する。
- また、健康管理手帳の交付対象要件を、MOCA（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に2年以上従事した経験を有すること（※）とする。

※ MOCAによる尿路系腫瘍の労災認定事案におけるばく露期間を勘案し、設定。

(3) 施行期日

- 令和5年1月中旬（予定）